

豊川市民生委員児童委員協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、豊川市民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会の事務所は、豊川市社会福祉会館内に置く。

(目的及び事業)

第2条 協議会は、市内の民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）の相互連携及び活動の充実並びに民生委員児童委員（以下「委員」という。）の連携及び親睦を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 地区民児協の指導及び連絡調整
- (2) 研修及び事業の実施
- (3) 調査研究並びに資料及び情報の交換
- (4) 関係機関、団体等との連絡提携
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第3条 協議会は、地区民児協をもって構成する。

(理事)

第4条 協議会に理事を置き、次の者をもってこれにあてる。

- (1) 地区民児協の会長
- (2) 第7条第1項に定める専門委員連絡会の会長及び副会長
- (3) 主任児童委員の代表者

2 理事は、協議会の企画及び事業の執行に当たる。

3 理事の任期は、3年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事は、再任することができる。

(会長等の選任及び職務)

第5条 協議会に理事たる会長1名、副会長2名及び会計1名を置き、それぞれ理事の互選により選任する。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めたところにより会長の職務を代理する。

4 会計は、会長の指示により協議会の会計をつかさどる。

5 会長、副会長及び会計の任期は、理事としての在任期間とする。ただし、補欠の会長、副会長及び会計の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会長、副会長及び会計は、再任することができる。

(監事)

第6条 協議会に監事2名を置く。

- 2 監事は、理事会において理事のうちから選任する。
- 3 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告するとともに、必要があると認めるときは、理事会において意見を述べることができる。
- 4 監事の任期は、理事としての在任期間とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 監事は、再任することができる。

(専門委員連絡会及び主任児童委員連絡会)

第7条 協議会に、各種福祉専門分野における諸課題を研究するために、専門委員連絡会及び主任児童委員連絡会を置く。

- 2 専門委員連絡会及び主任児童委員連絡会に関する規程は、別に定める。

(総会)

第8条 総会は年1回とし、委員をもって構成する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、その都度総会において選任する。
- 4 総会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会において協議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 年度事業計画に関する事項
 - (2) 年度予算及び決算に関する事項
 - (3) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他会長が付議した事項

(理事会)

第9条 理事会は、第4条第1項の理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集し、議長はその都度理事会において選任する。
- 3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 理事会において協議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 年度事業計画の執行に関する事項
 - (2) 資産の管理に関する事項
 - (3) 総会に付議する事項
 - (4) 総会の議決で委任された事項

(5) 内規の制定及び改廃に関する事項

(6) その他会長が付議した事項

(会計年度及び経費)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の経費は、会費、負担金、補助金をもって充てる。

(事務局)

第11条 協議会に事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

(規約の改正)

第12条 この規約を改正しようとするときは、総会において、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(慶弔)

第13条 協議会の慶弔規程は、別に定める。

附 則

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年12月1日から施行する。